

第 8 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成28年8月3日(水)
 開会 午後13時30分
 閉会 午後14時30分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	欠	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 5番 内海 敏光

20番 橋口忠次郎

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	末吉 亜紀		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案 第35号	農地法第5条の申請について	(3件)
議案 第36号	農地法第4条の申請について	(2件)
議案 第37号	農地法第3条の申請について	(6件)
議案 第38号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 15件) (農地中間管理事業 1件)	
議案 第39号	農用地利用配分計画の承認について	(1件)
議案 第40号	農地法施行規則第17条の適用について	(1件)

8. 報告事項

報告 第17号	農地法第18条第6項通知の受理について	(3件)
報告 第18号	農地の形質変更届出について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																								
議長	<p>それでは、ただいまより第8回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は1名で、4番西山委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は5番 内海委員、20番 橋口委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第35号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第36号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第37号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第38号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td> 利用権設定 通年 15件 中間管理事業 1件 </td> </tr> <tr> <td>議案第39号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第40号</td> <td>農地法施行規則第17条の適用について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第17号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告第18号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第35号	農地法第5条の申請について	3件	議案第36号	農地法第4条の申請について	2件	議案第37号	農地法第3条の申請について	6件	議案第38号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 15件 中間管理事業 1件	議案第39号	農用地利用配分計画の承認について	1件	議案第40号	農地法施行規則第17条の適用について	1件	報告第17号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件	報告第18号	農地の形質変更届出について	1件
議案第35号	農地法第5条の申請について	3件																							
議案第36号	農地法第4条の申請について	2件																							
議案第37号	農地法第3条の申請について	6件																							
議案第38号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 15件 中間管理事業 1件																							
議案第39号	農用地利用配分計画の承認について	1件																							
議案第40号	農地法施行規則第17条の適用について	1件																							
報告第17号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件																							
報告第18号	農地の形質変更届出について	1件																							
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第35号 農地法第5条の申請について 事務局から説明をお願いします。</p>																								
事務局	議案第35号 農地法第5条の申請3件について御説明します。																								

議案の1ページ、35番になります。

図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図が4ページ、5ページになります。

申請地は、波多津町筒井地区です。

借受人が、鶏舎を建設するための申請です。

農地区分は農用地区域内農地の農地区分要件、第2の1の(1)のアの(ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のアの(イ)のb、用途区分の変更に該当します。

続きまして、議案の1ページ、36番になります。

図面は、案内図が6ページ、字図が7ページ、土地利用計画図が8ページ、平面図が9ページになります。

申請地は、松島地区です。

譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、37番になります。

図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画

	<p>図が12ページになります。</p> <p>申請地は、大川町長野地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第35号農地法第5条の申請は以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条35番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>図面にあります通り、民家から遠く離れた山の中にあります。3年前造成をされて、一棟鶏舎を作られています、その横に埋め立てをして2棟増設される計画です。私も現地を見に行きましたけれど、非常に山奥で、4t車が入る道かなと思いましたが、なんとか補修して現在入っておりますとの事でした。区長や生産組合長と会い話をしましたけれど、現在も飼育されていますが、全く問題ないとの事で、私も押印いたしました。ご審議お願いします。</p>
議長	<p>35番について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p><なし></p> <p>続きまして、36番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は〇〇郵便局の道路を挟んだ前になります。私の所には不動産が見えられまして、一般住宅を建設したいとの事でした。市街化しているところで、全く問題ないところでもありますので、ご審議よろしくおねがいします。</p>
議長	<p>36番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>それでは、続きまして、37番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地は、〇〇駅の近くにありまして、西は線路がありまして、東に道路がありまして、その道路の並びに譲渡人の宅地がありまして、その〇〇さんが一般住宅を建てる計画になっております。特に問題ないようなので、押印いたしました。ご審議お願いします。</p>
議長	<p>37番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第35号 農地法第5条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第36号 農地法第4条の申請2件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号 農地法第4条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、14番になります。</p> <p>図面は、案内図が13ページ、字図が14ページ、土地利用計画</p>

事務局	<p>図が15ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町下古賀地区です。</p> <p>申請人が、宅地を拡張のための申請です。</p> <p>申請人が既に宅地を拡張し、駐車場及び庭として利用していたことについて、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、16番になります。</p> <p>図面は、案内図が19ページ、字図が20ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町吉田地区です。</p> <p>申請人が、植林するための申請です。</p> <p>申請人が既に植林していたことについて、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当しま</p>
-----	--

事務局	す。 議案第36号 農地法第4条の申請については以上2件です。
議長	それでは、14番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	宅地拡張についてであります。既に宅地拡張されており、農地転用の手続きがなされていなかったことから、転用指導を行ったものです。申請者からの始末書もついておりますし、特に問題ないところでございますのでご審議よろしくをお願いします。
議長	14番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> それでは、16番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	植林の申請になります。申請人が転用申請をしていなかったとの事で見えられまして、現地はすでに山になっております。周辺も山でございまして、特に問題ないところでございます。始末書も添付されておりますので、ご審議の程をよろしくをお願いします。
議長	16番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第36号農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第37号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第37号農地法第3条の申請6件について説明します。 議案は3～4ページになります。 55番から60番まで申請事由や経営状況等を掲げております。

事務局	<p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p> <p>補足の説明をさせていただきます。55番の和解調書による単独申請については、以前、概要説明をさせていただきましたが、その後ですね、和解調書は成立している、譲受人は3条の要件を満たしているとの形で判断しています。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の3～4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第37号農地法第3条の申請6件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第38号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第38号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年15件について、御説明します。</p> <p>議案の5～6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が12名、貸付人が14名で、面積は、田が28,160</p>

事務局	<p>m²、畑が 5,543 m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。申出書を 7～14 ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上 15 件です。</p>
議長	<p>議案第 38 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 15 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 38 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 15 件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 38 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 38 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案は 15 ページになります。</p> <p>農地中間管理事業を活用するための、農業公社へ貸付の利用権設定となっています。</p> <p>農用地利用集積計画書を 15 ページに掲げております。</p> <p>今回は貸付人が 1 名、面積は、田が 6,689 m²となっています。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。申出書を 16 ページに掲げております。</p> <p>中間管理事業については、以上 1 件です</p>

<p>議長</p>	<p>議案第 38 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業について 1 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、38 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 39 号農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 39 号農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は 17～18 ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第 19 条第 3 項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出するとなっております。</p> <p>先ほど、農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者 1 名が借り受けることになっております。詳細は、18 ページとなります。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 39 号農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 39 号農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p> <p>続きまして、議案第 40 号農地法施行規則第 17 条の適用について</p>

議長	ての説明を事務局からお願いします。
事務局	<p>議案第40号農地法施行規則第17条の適用について御説明します。</p> <p>議案は19ページになります。</p> <p>こちらは農地売買を行うための下限面積の別段の面積を定めるか否かという案件でございます。こちらは農地法の改正によりまして、現在、法では原則5反以上、50a以上の農地を持っている人が農地の取得ができるということになっておりますが、毎年農業委員会のほうでその下限面積について定めることができるということになっておりますので、そちらを平成28年度分ということで御検討いただくものでございます。その分で今回の事務局からの提案でございますが、下限面積の別段の面積の設定につきましては議案の19ページの左側に掲げておりますとおり、現行の下限面積50aの変更は行わないということで御提案をさせていただきたいと思っております。その理由といたしましては、農地法の施行規則にございます判断基準に照らし合わせてみたところ同条第一項の部分で、別段の面積を設定するときは設定した別段の面積を満たさない農家数が全農家数の4割以上でなければならないとなっておりますが、7月現在の農地台帳の管内農家のうち、経営面積が50a以上の農家数が全農家数の約6割で、50a未満の農家が約4割となっております。4割を下回らない数値でなければならないということでございますので、それに合致をしているというところでございます。</p> <p>また第二項のほうですが、遊休農地の割合がどのくらいあるのかというところの検討でございます。やはり遊休農地が多いところについては基準を緩和してでも農地の集積化に努めなければなら</p>

事務局	ないのではないかとというような考え方によるものではございますが、その分の検討をしたところ平成27年度の利用状況調査の結果管内の遊休農地の率は全体として0.51%と低い現状であるということで、この分についても必ずしも今現在、全体として下げる、緩和するまでにはないのではないかと事務局のほうでは考えました。以上、二つの検討結果から現行の50aの下限面積につきまして、「変更は行わない」という方針で、今回提案をさせていただいているところでございます。御審議をよろしくお願いいたします。
議長	議案第40号農地法施行規則第17条の適用について、御意見、御質問はございませんか。
7番委員	他市町村の状況がどうなのか。また、今後農業の姿が変わる中で、例えば、集約的な施設などは、実際50aの農地は必要ないんですね。2反程あれば良いのですが、そういう人達が取り組めない状況を生みだしませんか。
事務局	他市の状況ですが、下限面積を設けているのは、佐賀市の富士町で荒れているところですが、30aだったと思いますが下げられていたと思います。もう1カ所あったと思いますが、その他の市町で50aを下げていないところはないと思います。次に集約的な農業をされる場合ですが。例えば高収益性の高い、集約的な農業。例えば施設キュウリの取り組むなどの場合は、例外的規定がありますので、そちらで必要な農地取得が可能だと思います。
7番委員	確認ですが。例外規定に該当するなら、それ以上、不必要な農地の取得はしなくても大丈夫だということですね。
事務局	そういうことになります。

議長	<p>他にございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、第40号農地法施行規則第17条の適用について、議案のとおり承認をいただきました。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第17号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号農地法第18条第6項通知の受理3件について御説明します。</p> <p>議案は20ページを御覧ください。</p> <p>35番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に売却される予定で3条申請を上程しております。</p> <p>36番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に貸借される予定で利用権設定を上程しております。</p> <p>37番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用される予定で5条申請を上程しております。</p> <p>報告第17号については以上3件です。</p>
議長	<p>報告第3号農地法第18条第6項通知の受理3件について、御質問はございませんか。</p>

事務局	<p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして報告第18号農地の形質変更届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第18号農地の形質変更届について御説明します。</p> <p>議案の21ページの8番になります。</p> <p>図面は、案内図が21ページ、字図が22ページ、平面図、断面図が23ページになります。</p> <p>申請地は脇田地区です。</p> <p>申請地は周囲の水田との段差がなく、排水不良で作物が育たないため嵩上げをして利用するための届出です。</p> <p>報告第18号については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、8番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>一度2月に来られましたが、長く空いたので5月にまた来られました。宅地に隣接した農地でありまして、生産組合長、区長の印鑑もありまして、私も問題ないと判断しました。</p>
議長	<p>報告第18号農地の形質変更届について御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第8回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>